

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第61号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年香川県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2</u>～<u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 知事は、<u>第2項</u>から前項までの規定に違反する者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p>(報告書の閲覧)</p> <p><u>第10条</u> <u>条例第5条第2項</u>の県民とは、<u>県の区域内に住所を有する個人及び県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u>～<u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 知事は、<u>第3項</u>から前項までの規定に違反する者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。</p> <p><u>8</u> 略</p>

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

閱 覧 請 求 書

香川県知事殿

住 所

氏 名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり報告書の閲覧を請求します。

閱 覧 を 請 求 す る 報 告 書	
備 考	

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

閱 覧 請 求 書

香川県知事殿

住 所

氏 名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり報告書の閲覧を請求します。

閱 覧 を 請 求 す る 報 告 書	
請 求 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人 その他の団体 事務所等の名称 所在地
備 考	

注 請求者の区分欄は、該当する□に Δ 印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第5号様式による閲覧請求書は、改正後の第5号様式による閲覧請求書とみなす。

3 改正前の第5号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。